平成２３年（フ）第１５６８９号
神奈川県平塚市土屋3155番地
破産者　有限会社ハウスメイク・サンクリーン
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７４４号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目７番２―205
破産者　有限会社三晃通信
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７４５号
千葉県市原市上高根906―８
破産者　三好　啓仁
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７７６号
東京都練馬区関町北５丁目15番27号
破産者　有限会社ムサシ技研
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７７７号
東京都練馬区南大泉３丁目30―25　中山方
破産者　武藏喜代治
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８０３号
東京都杉並区和田１丁目１番12号
破産者　株式会社サンヴィセンテ
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８４２号
東京都江東区枝川１丁目10番３―514号、登記簿上の本店所在地東京都杉並区下井草３丁目８番12号
破産者　松尾印刷有限会社
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８４３号
東京都江東区枝川１丁目10―３―514
破産者　松尾　弘毅
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８４４号
東京都江東区枝川１丁目10―３―514
破産者　松尾　惠子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８７１号
東京都港区西麻布２―25―25　Ｊ―グランデ西麻布Ⅱ702、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂９丁目６番30号　ルイマーブル乃木坂514号
破産者　有限会社リノズカンパニー
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８７２号
東京都港区三田１丁目11―２―101
破産者　滝沢　徳子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８８７号
神奈川県茅ヶ崎市松尾７番11号
破産者　有限会社コマーシャルフォート・アド工房
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９０８号
東京都文京区関口１丁目35番20号
破産者　株式会社ワールド・スキャナー
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９０９号
埼玉県草加市氷川町526―13
破産者　本間　　進
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９００号
東京都練馬区平和台１丁目８―８―101
破産者　岩澤　正二
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９１８号
東京都世田谷区中町１丁目26―８―103
破産者　鈴木　　誠
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９４５号
東京都板橋区舟渡１丁目18―16―311
破産者　佐藤　泰章
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１４４号
札幌市東区東苗穂６条１丁目６番35号
破産者　木内　則之
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３号
岩手県奥州市水沢区秋葉町138番地
破産者　有限会社ホームグリーンテクノ
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１号
福島県会津若松市河東町広田字堤14番地３
破産者　有限会社ハーモニーホーム
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１６４９号
埼玉県川口市並木２丁目10番４号
破産者　被相続人亡柿沼源一相続財産
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９８号
埼玉県戸田市笹目５丁目25番地の19
破産者　株式会社加藤設備商会
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係